

山田堰井筋土地改良区

【発電所諸元】

- ・ 発電所名 山田分水工発電所
- ・ 所在地 高知県香美市土佐山田町
- ・ 河川名 一級河川 物部川
- ・ 出力 90kw (最大)
- ・ 使用水量 3.15m³/s (最大)
- ・ 有効落差 3.64m
- ・ 運転開始 平成29年3月
- ・ FIT売電
- ・ 総事業費 463,000千円

【発電所内部】



取組のきっかけ

山田堰井筋土地改良区では、農家の減少に伴い、年々収入が減少するなど、劣化する管理施設の維持に苦慮しており、以前から維持管理にかかる組合費の負担を減らしたいと考えていました。

新たな収入源の確保のため、最初に小水力発電に取り組もうとしたのは昭和59年のことです。農林水産省の事業を活用し、事業化に関する検討を行いました。そのときの結果は採算性がないというものでした。

そのため、一旦は検討を断念していましたが、平成24年にFIT制度が始まったことをきっかけに、もう一度検討してみる価値があるのではないかと考え、平成24年に土地改良区の役員で検討委員会を立ち上げて検討した結果、平成25年から可能性調査を実施していくこととなりました。

発電所ができるまで

可能性調査は農林水産省の補助事業（国100%補助）を活用し実施しました。結果は、同省のハード事業（国50%補助）を活用すれば採算性が見込めるとのことでした。

しかし、事業の実施について理事会に諮ったところ、建設費の残り50%を組合で負担することについて、その負担の大きさから同意を得ることができませんでした。

それでも、なんとかして実現したいという思いがあり、既に小水力発電事業を行っている他県の土地改良区の視察を行うなど、情報収集に努めました。その中で、国の負担以外に、県と市町村にも負担してもらっている土地改良区があることを知り、我々も県と市に負担してもらえよう、支援を求めていくことにしました。

農業用水路の維持保全は土地改良区が行うこととなっているものの、年々維持管理費が増加する一方で組合費は減少しており、組合費だけでは農業用水路の維持管理が難しくなっています。県と市に対しては、こうした現状を訴え、理解を求めると共に、農業用水路には、生活用水や親水機能といった公益的な機能があることなどを説明し、なんとか支援をいただきたいと、話し合いを重ねました。

その結果、県20%、市（南国市と香美市合わせて）20%の負担してもらえることとなり、土地改良区の負担は10%で済むことになったことから、理事会の同意を得て、事業を進めることが可能となりました。

事業を進めていく中では、買収できない土地が生じるという課題にも直面しました。当初計画は、最も発電効率の良い経路で詳細設計を行っていましたが、発電効率を考えながら経路を見直すことで、この課題も無事クリアすることができました。

また、これまで水利権については、農業用水として許可を得ているものであっても、小水力発電（従属発電）に利用する場合には別途許可が必要でしたが、平成25年12月の河川法改正によって、従属発電は登録制となりました。このことにより、書類を提出するだけで事業を実施することができました。

発電所の活用

発電で得た収益は、まずは建設の際に取り崩した維持管理用の積立金の償還に充て、その後は、水路や水門など、管理施設の修繕に活用していく予定となっています。

問い合わせ先

山田堰井筋土地改良区

電話：0887-52-2311

メール：midorinet_y@yahoo.co.jp